

学位論文題名

M.ウェーバーとK.ヤスパースにおける

価値思考の法哲学的意義

—現代正義論の思想的背景として—

学位論文内容の要旨

現代法哲学の主要領域の一つである正義論の興隆は、J.ロールズの『正義論』を嚆矢とする。本論文では、この『正義論』以降のロールズの議論を中心に現代正義論を整理し、そこで対象となっている問題を確認した。そして、その問題を、『正義論』以前に法哲学の領域では盛んに取り扱われていた価値相対主義問題へと遡及させ、吟味しなおすことにした。

これは、価値相対主義者と目されてきた M.ウェーバーの価値思考を、K.ヤスパースの実存思想との関係から捉え返すことによって、法思想史研究と現代法哲学の問題とを接合する試みである。その意義は、現在の正義論が抱えている哲学的問題を、その思想背景にまで立ち入って再検討することで、思想史研究の可能性を示そうとする点にある。仮に、思想史的観点からの検討が等閑にされてしまうのであれば、現状の哲学的議論に対する理解も平板なものにとどまってしまおう。

本論文の構成と内容は以下のとおりである。

第1章は3部構成となっている。第1節では、『正義論』と『政治的リベラリズム』の前後でみられた、いわゆるロールズの「立場転換」をめぐる問題について概観した。また、法哲学上の価値相対主義問題を G.ラートブルフの見解に即して吟味し、次節以降でウェーバーとヤスパースの価値思考を検討していく予備的考察を行った。すなわち、一方では、ロールズの見解を中心に現代正義論を整理することによって、歴史的・社会的文脈から独立した普遍主義的な「正義」を構想することの困難さを確認した。他方では、この問題が、伝統的な法哲学的問題でもある「価値相対主義の克服」問題にかかわっていることを、代表的な価値相対主義者と目されてきたラートブルフの「法の妥当根拠論」を通じて示し、その法思想の問題性について考察した。

第2節と第3節では、ウェーバーの価値相対主義的思考のなかに、ラートブル

フの法思想とは、まったく異なった豊かな可能性が含まれていることを明らかにした。

第2節では、ウェーバーの思想のなかに、平板な価値相対主義と断定することを許さない価値思考の確かな可能性が存在すると仮定し、彼の「価値討議」の特質と意義を吟味することによって、この仮定を検証した。その結果、ウェーバーは「価値討議」と「正義」の問題を、常に当時のドイツがおかれていた政治的問題との緊張関係のなかで考えるべきだと主張していることから、決して彼が平板な価値相対主義者ではないことを確認した。第3節では、「価値討議」の担い手として、ウェーバーが、いかなる「人格」を考えていたかについて吟味し、そこでの「人格」における思想史的・法哲学的意義を考察した。その結果、ウェーバーの「人格」には、「良心の自由」と政治的共同体への忠誠という、相反する価値を追求する二面性が潜在していたことを突き止めた。

第2章も3部構成である。ここでの中心課題は、ウェーバーの価値思考とアナロジカルな関係に立つヤスパーズの実存思想を「コミュニケーション」論として描き出すことである。

第1節では、従来の法哲学研究における実存思想の位相と、実存思想全体におけるヤスパーズの位相について吟味した。前者については、かつて法哲学が実存思想を導入した動機が「自然法」論を正統化する理論として援用しうるか否かに集約されていたことの問題性を確認した。後者については、ヤスパーズの実存思想が、J.P.サルトルに代表される「実存主義」とは異なることを示すとともに、いわゆる、「実存思想とは反近代合理主義的思考様式である」という批判が、実は、「価値相対主義の主張とは独断的絶対主義である」という通俗的な批判と大きく重なったものであることを確認した。

第2節では、ヤスパーズの「コミュニケーション」論が、ウェーバーの「価値討議」をめぐる議論と連続した関係に立っていることを、両者の科学観から検討した。そして、「コミュニケーション」論においては、まずもって、「可能的実存」としての「現存在」が行う「コミュニケーション」が問題にされねばならないことを確認し、ヤスパーズにおける「実存」と「実存的コミュニケーション」の理論的背景、および意義を検討した。その結果、ヤスパーズの価値思考においては、ウェーバーの「価値討議」が「コミュニケーション」的に理解され、「愛しながらの闘い」として展開されている点に最大の特長があることを確認した。

第3節では、ヤスパーズが、「コミュニケーション」論の担い手として、いかなる「人格」を考えていたかについて考察し、また、「コミュニケーション」論として、どのような法思想が展望されていたのかについて吟味した。その結果、ヤスパーズのなかには、法と正義をめぐる法哲学的問題を、「コミュニケーション」論のなかへと投げ入れることによって、「愛しながらの闘い」を通じた相互反省的な行為の担い手である「人格」をめぐる問題へと捉え返していく方向性が開かれていることを確認した。

第3章も3部構成である。第1節と第2節では、ウェーバーとヤスパースにおける価値思考から導出された「人格」の二面性の問題と、価値相対主義の主張や実存思想へ寄せられた批判とに対する弁明を試みた。つまり、第2章まで検討してきたウェーバーとヤスパースの価値思考の立場をとった場合に、いかなる反論が可能となるかについて検討した。その結果、「人格」の二面性にまつわるディレンマについては、ウェーバーにとってそれが対立的な緊張を生み出すことが認められながらも、むしろ、引き受けられるべき課題として設定されていたこと、また、「良心の自由」と政治的共同体への忠誠という「人格」の二面性の問題については、それが、近代の合理主義的な思考様式に潜む問題へと連続していくことを確認した。そして、実存思想へと向けられた批判に対してヤスパースが行ったのは、「実存的決断」を常に同時に「責任」と捉えることによって、実存思想を、近代合理主義的思考様式と反近代合理主義的思考様式との対立構図のなかから「コミュニケーション」的に奪還しようとする企てであったことを確認した。

そして、第3節では、ウェーバーの「価値討議」とヤスパースの「コミュニケーション」論との「人格」から導出された問題に対して、どのような展望を示しうるかについて吟味した。まず、価値判断を反省的に捉え返した結果、当初くだした判断を覆すような場合、そこに「人格」の同一性を認めることができるのかという問題を、D.パーフィットの「人格の同一性論」における「心理的基準説」の立場から考察した。また、L.シュトラウスによる「自然権」論の擁護とウェーバーへの批判をてがかりに、それへの反論として歴史的・社会的文脈的に「正義」を構想することの意義と可能性を「価値討議」と「コミュニケーション」論における「闘い」と「人格」に依拠して考察した。

以上のように、本論文は、価値相対主義と実存思想に対する従来理解が、少なくともウェーバーとヤスパースの価値思考については該当しないこと、それゆえ、ウェーバーからヤスパースへという系譜には、従来思想史とは異なる可能性があること、そして、現代正義論が抱えている普遍主義と歴史的・社会的文脈主義の問題を思想史研究として捉え返す意義があることを示した試みである。

# 学位論文審査の要旨

主 査 教 授 今 井 弘 道

副 査 教 授 長 谷 川 晃

副 査 教 授 尾 崎 一 郎

学 位 論 文 題 名

M. ウェーバーとK. ヤスパーズにおける

価値思考の法哲学的意義

—現代正義論の思想的背景として—

正義論はいうまでもなく現代法哲学の主要領域の一つであるが、その興隆がJ.ロールズの『正義論』に多くを負っていることはあらためていうまでもない。本論文は、この『正義論』以降のロールズの議論を中心に現代正義論を整理した上で、しかし、そこに伏在している、価値相対主義の克服可能性と価値の歴史文脈化の条件という2つの問題を改めて検討の俎上に乗せ、それらの法思想史的背景を探ることによって、現代正義論の存立の地平を批判的に問題にしようとするものである。

1. その場合の本論文の手がかりは、まず、①『正義論』のロールズが普遍主義的な観点から正義を構想していわゆる「正義の二原理」の二原理を提示していたが、後の『政治的リベラリズム』においては、歴史的な文脈を勘案した上で正義の問題を提示し直しているとされる、いわゆる《普遍主義／文脈主義問題》に関わる論点、および、②『正義論』以降のリバタリアンやコミュニタリアンからよせられた諸批判に求められた。

そして、本論文では、これらの問題・論点が実のところは、以下のような法思想史的背景に連なり、また重なり合うものであることが明らかにされた。

すなわち、①20世紀初頭のドイツにおける啓蒙主義的な普遍主義に対する歴史主義の批判と歴史主義化の動向を踏まえた上で、②その歴史主義を批判的に継承しつつ、社会政策学・経済政策学に即した価値思考の可能性を模索したマックス・ヴェーバーの思想を、いわゆる「価値自由」論文において晩年のヴェーバーが提示した「価値討議 Wertdiskussion」という観念を基軸において整理し、③そこに、啓蒙主義的普遍主義／歴史主義問題を前提にした contextual な「自我」理解、「価値問題」の理解が構造的に把握・表現されていると見、④そのような「価値討議 Wertdiskussion」のモチーフが、カール・ヤスパーズの"Kommunikation"の観念に継承させられ、固有のモチーフを加味して展開されてゆき、それが、やがてハンナ・アーレントにも—従ってまたハーバーマスにも—継承されていくことになる、ということである。

以上の点の整理と検討、および確認が、本論文の主内容になっている。

2. 本論文は、以上のことを明らかにしながら、次のような主張を展開する。すなわち、①ラートブルフのいわゆる法哲学的価値相対主義は、ヴェーバーの価値思考を継承するものであるということを公言するものでありながら、この点の継承においてまったく十分なものではなかった。②それにもかかわらず、少なくとも法哲学的世界においては、そのラートブルフの「価値相対主義」的思考が、ヴェーバー／ラートブルフの「法哲学的価値相対主義」として人口に膾炙していったが、その「価値相対主義」の影響は、法哲学的価値思考を大きく制約する結果を招いた。③ロールズの『正義論』は、このような価値思考の停滞を打破したものであった。その打破のゆえに、同時にヴェーバー／ラートブルフの「法哲学的価値相対主義」はそれによって克服されたという理解がかなり広く成立した。④だが、上述したように、その後のロールズ理論は、《普遍主義／文脈主義問題》においてある種の混乱を示した。その混乱は、実は、啓蒙主義的普遍主義／歴史主義問題を前提にしたヴェーバーの contextual な「自我」理解、「価値問題」の理解が正当に踏まえられていなかったことを如実に示すものであり、従ってロールズ『正義論』によるヴェーバー／ラートブルフの「法哲学的価値相対主義」の克服という主張は成立しない。⑤ヴェーバーの価値問題の理解は、「神々の争い」が価値の対立を凝固させるというよりも、むしろ、ヤスパースがそれを受け継いで展開したように、人間の実存的なコミュニケーションの中で開かれた討議を通じてその争いの解決が模索されてゆくという方向性を有しているものであり、このような価値討議への評価がアレントやハーバーマスの思想にも受け継がれてゆくのである。このような再考を通して、価値問題における《普遍主義／文脈主義問題》に関わる現状の break through の方向が示唆される。

3. 評価：現在の法哲学界では、法思想史的研究の比重が相対的に低下している。本論文は、そのような事態の中であって、法思想史的研究が、自己目的化された法思想史研究に閉じこもらずに、視野を現代法哲学の動向に深い理解を示しているならば、きわめて生産的な研究をおこなう可能性を有しているということを如実に示している。

しかも、従来の《自然法と法実証主義》という枠組の中で展開された法哲学的な実存哲学理解のあり方を批判して、その上で一般に実存哲学として理解されているヤスパース哲学をマックス・ヴェーバーの価値思考との関係に於いて読み解いて、ヴェーバーとヤスパースの価値思考の連続性を構造的に解明し、さらにそれがアレントやハーバーマスの討議的民主主義論の源流にもなっていることを示唆したということは、本論文の議論展開の中でのその理解の位置づけを離れても、固有の意味をもちうるものということができるであろう。

しかし、本論文の重要性は、思想史研究のアプローチを通して、ロールズの『正義論』以降の法哲学研究の地平の、理論および思想史両面での反省的とらえ返しを迫り、一定の説得力を示している点にある。パーフィットの人格論など現代哲学の先端の議論に対しても同様の作業〔「思想史研究を通じてのとらえ返し」のこと〕に成功していることから論文の手法の有効性は明らかである。この論文の前身である修士論文がリサーチ・ジャーナルに発表された時点で学界の一定の関心を集めてきたが、この観点は、現代正義論に関わる法哲学研究の地平の反省的とらえ返しを行う上で、一つの不可欠なものとしての位置

を有することになるであろう。

以上から、審査委員三名は、本論文が博士論文として評価しうるに十分な内容をもつ論文であるということを異議なく承認した。